

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、市営住宅関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると共に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市営住宅に関する事務
②事務の概要	市営住宅に関する事務は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)、大洲市営住宅条例(平成17年大洲市条例第226号)、大洲市特定公共賃貸住宅条例(平成17年大洲市条例第227号)、大洲市定住促進住宅条例(平成17年大洲市条例第228号)及び大洲市若者定住促進住宅条例(平成17年大洲市条例第229号)に基づき、市が建設、買取り又は借上げを行った住宅を、低額所得者又は本市の住民、若者及び本市へのUターン者等に対し、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定又は定住促進等を図るものである。 特定個人情報は、次の事務で取扱う。 ・入居申込者の資格審査に関する事務 ・家賃等の決定及び徴収に関する事務 ・入居者の収入状況の報告に関する事務 ・家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務 ・市営住宅の明渡し請求に関する事務 ・市営住宅への同居承認及び入居承継に関する事務 ・収入超過者及び高額所得者に関する事務 ・不納欠損等に関する事務 ・条例で規定する市営住宅及び共同施設の管理に関する事務
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

公営住宅ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19、35、61の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18、26、46の3条 (3)大洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大洲市条例第33号)第4条第1項 別表第1の5～8の項 (4)大洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年大洲市規則第76号) 第6～9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (1)情報提供の根拠 当該事務において、情報提供は実施しない。 (2)情報照会の根拠 ・番号法別表第二:31、54、85の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第22、28条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部 都市整備課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 建設部 都市整備課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]